

延岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業について

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う**家族の負担軽減**を図るため、

- **医療保険の適用を超える自宅利用**
- **医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護**を提供します。

利用対象者

医療的ケア児及びその家族

- 延岡市内に住所を有すること
- 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること
- 在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること
- 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること
- 訪問看護により医療的ケアを受けていること

サービス内容

訪問看護事業者が医療的ケア児のご自宅を訪問して行う

「訪問看護」を、自宅または自宅以外の場所で利用できます。

(例) きょうだい児の行事等、家族不在時の看護 病院受診時の付き添い など

- 本事業に登録がある訪問看護事業者が医療的ケア児のもとを訪問して行う訪問看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）を、1年度当たり48時間を限度として利用できます。
- 健康保険法では、自宅での利用が対象となりますが、本事業での利用は、訪問看護事業者が訪問看護を提供することができると判断した場所であれば、利用場所の制限はありません。

利用可能時間

医療的ケア児一人につき1年度当たり**48時間**まで

- 1回当たりの利用時間は30分以上（30分単位）です。

サービス費用

自己負担はありません。

- 本事業の利用にかかった費用は、延岡市から、サービスを提供した訪問看護事業者に支払います。
- 外出先で発生する訪問看護以外の費用について、訪問看護事業者から費用の負担を求められる場合があります。事前に訪問看護事業者にご確認ください。

利用の手続きについては、裏面をご覧ください

<お問合せ先>

延岡市障がい福祉課 自立支援係

〒882-8686 延岡市東本小路2番地1
電話 (0982) 20-7252 / FAX (0982) 21-0203
E-mail: syougai@city.nobeoka.miyazaki.jp

★ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください★

延岡市の医療的ケア児支援については
こちらをご覧ください!!



利用の手続き

1. 申請前の確認

- 本事業の利用対象者に該当するかご確認ください。
- 現在利用している訪問看護事業者が「延岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業」の利用ができるか、訪問看護事業者にご確認ください。

2. 申請に必要な書類

- 利用登録の手続きは、登録事業者（訪問看護事業者）をとおして行います。
- ① 延岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録申請書
- ② 訪問看護指示書の写し
- ③ 訪問看護事業者との契約書の写し、または利用していることが分かる書類

3. 現在利用している訪問看護事業者に申請に必要な書類を提出

- 申請書類は、訪問看護事業者を經由して延岡市に提出されます。

4. 利用登録の決定

- 延岡市から「利用登録決定（却下）通知書」を、現在利用している訪問看護事業者を經由して利用者へお送りします。
- 決定通知の後、事業者と本事業の利用契約を締結してください。

5. サービスの利用

- 利用契約締結後、本事業の利用が可能となります。

延岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業の全体像

